

プロポーザルに係る質問への回答について

上越市健康福祉部地域医療推進課

業務の名称：上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務

上記案件について、以下のとおり質問がありましたので回答いたします

No	質問事項	回答	回答日
1	企画提案書について、「A4 横判で表紙・裏表紙を除き 30 ページ以内とすること」との指定があります。この「A4 横判」とは、A4 用紙を横方向に配置した（横向きにした）形式を指す認識で相違ないでしょうか。 A4 サイズは国際規格で、本来は横 210mm × 縦 297mm ですが、「A4 横判」とした場合は、この寸法が横 297mm × 縦 210mm となる状態を意味するものと理解しています。 その場合、パワーポイント等によるスライド形式での作成を想定している、という認識で問題ないでしょうか。	A4 用紙を横向きにした形式で問題ありません。Web によるプレゼンテーション審査のため、パワーポイント等によるスライド形式での作成を想定しています。	令和 7 年 10 月 9 日
2	「イ 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ、別紙 2『上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準』の項目に沿って記載すること。」と記載がありますが、企画提案書における提案内容およびその形式につきましては、同評価基準の「1. 基本的な考え方」「2. 提案システムの特徴」「3. 体制整備の構築」「4. システム構築スケジュール及び作業分担」「5. 運用保守」「6. 追加提案」の 6 つの大項目に定められた内容を満たしていれば、企画提案書内の見出し等は自由に作成して差し支えない、という理解でよろしいでしょうか。	企画提案書内の見出し等は、別紙 2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」に示す各評価基準との関連性が判別できる範囲であれば、自由に作成して問題ありません。ただし、企画提案書の内容は別紙 2 の評価基準の 1 から 6 の番号順に記載してください。	令和 7 年 10 月 9 日

No	質問事項	回答	回答日
3	本評価項目に記載されている「個人情報保護法や市セキュリティポリシーを踏まえた提案がされているか」という観点 は、オンライン診療業務機能要件確認書の「業務区分」→「共通要件」→「情報セキュリティ」の項目の対応可否をもって 判断される、という理解で相違ないでしょうか。	別紙2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」の うち、「9 セキュリティ対策」については、別紙3「オンライン診療業務機能要件確認書」の 全項目及び提出書類5「上記4を確認できる書類（ネットワーク構成図等）」により事前審査 を行います。ただし、提出いただいた書類の内容に不明な点などがある場合は、追加で確認 をすることもあります。	令和7年10月9日
4	別紙2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」における「Ⅰ 提案及びプレゼンテーション審査」には「情報セキュリティ対策」が含まれておらず、「Ⅱ 事前審査」に含まれていることから、企画提案書内には「情報セキュリティ対策」に関する具体的記載を求めていると解釈しております。 したがって、企画提案書の内容に基づいて別紙2におけるセキュリティ対策の評価がなされるわけではなく、審査はあくまで機能要件確認書の回答内容によると考えてよいでしょうか。	企画提案書に別紙2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」の「Ⅱ 事前審査」の項目の記載は不要です。セキュリティ対策の事前審査方法は、質問事項No.3に対する回答のとおりとなります。 セキュリティ対策は、本業務を実施する上で必須項目であることから、プレゼンテーション審査による評価対象から除外しているものです。	令和7年10月9日